

**ガイドラインの目次**

- 第1 はじめに
  - 1 本考え方の目的
  - 2 本考え方の構成
- 第2 優良・有利誤認表示
  - 1 本法上の「表示」
  - 2 優良・有利誤認表示
- 第3 課徴金対象行為
- 第4 課徴金額の算定方法
  - 1 「課徴金対象期間」
  - 2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」
  - 3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法)
- 第5 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か
  - 1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」
  - 2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」
  - 3 想定例
- 第6 規模基準
- 第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制

○ 課徴金額の算定方法(ガイドラインの第4)

課徴金額は、

- (1)「課徴金対象期間」に取引をした
  - (2)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の
  - (3)「政令で定める方法により算定した売上額」
- に、3%を乗じて得た額である(法第8条第1項本文)。

1. 「課徴金対象期間」=①+②(法第8条第2項)

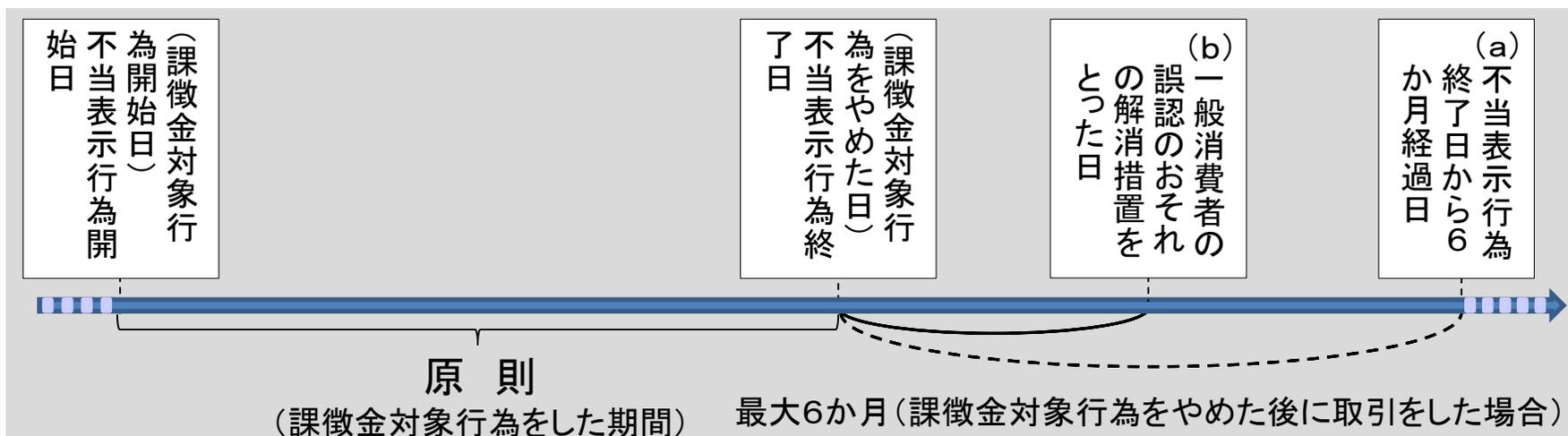
①課徴金対象行為(不当表示行為)をした期間

②・「課徴金対象行為をやめた日」から

・(a)6か月を経過する日、又は、(b)「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置」をとった日のいずれか早い日まで

の間に、当該「課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした」場合

→ ①の期間(課徴金対象行為をした期間)に、当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間



### <想定例1>

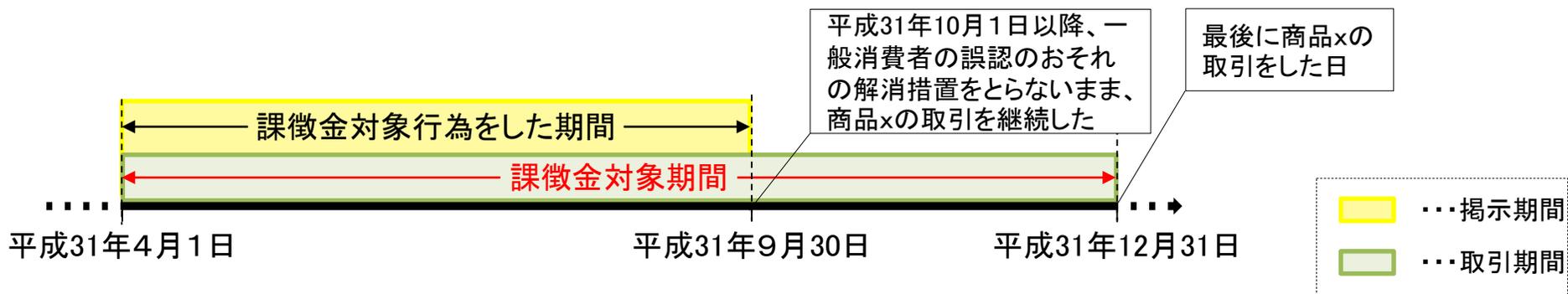
○事案:事業者Xが、商品xの取引に際して、

- 商品xについて優良誤認表示を内容とするポスターを、
- 平成31年4月1日から同年9月30日までの間自己の店舗内及び店頭に掲示した。  
(平成31年10月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品xの取引を継続し、最後に取引をした日が平成31年12月31日であった。)



○課徴金対象行為をした期間 :平成31年4月1日から同年9月30日まで  
(不当表示行為をした期間)

○課徴金対象期間 :平成31年4月1日から同年12月31日まで



### <想定例2>

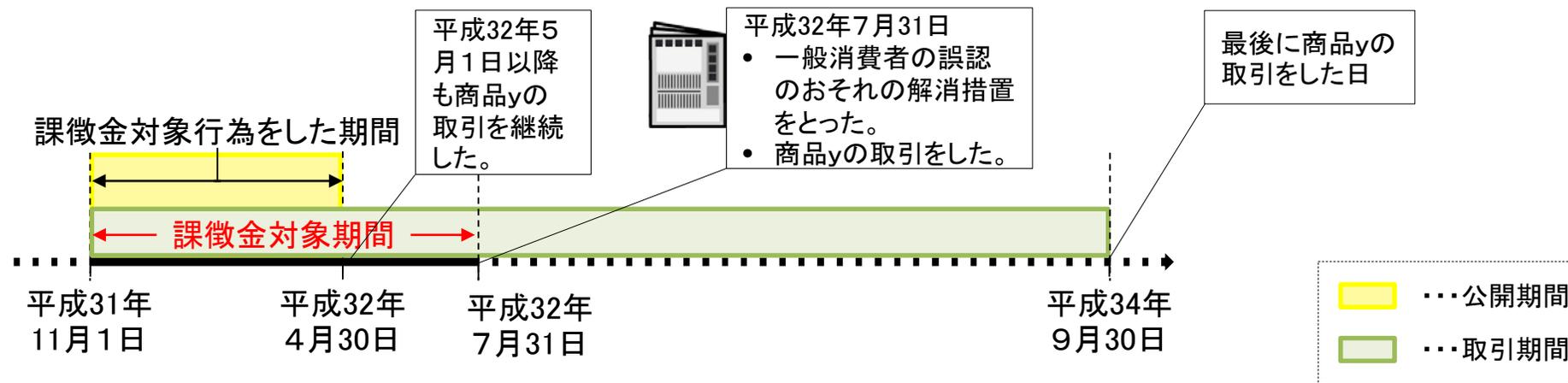
○事案:事業者Yが、商品yの取引に際して、

- 商品yについて有利誤認表示を内容とするウェブサイトを
- 平成31年11月1日から平成32年4月30日までの間公開した。  
(平成32年5月1日以降も商品yの取引を継続し〔同年7月31日にも取引をしていた。〕、最後に取引をした日が平成34年9月30日であった。ただし、平成32年7月31日に一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとっていた。)



○課徴金対象行為をした期間 : 平成31年11月1日から平成32年4月30日まで  
(不当表示行為をした期間)

○課徴金対象期間 : 平成31年11月1日から平成32年7月31日まで



## 2. 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」

「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、  
優良・有利誤認表示をする行為の対象となった商品又は役務である。

- (1) 全国(又は特定地域)において供給する商品又は役務であっても、  
具体的な表示の内容や実際に優良・有利誤認表示をした地域といった事情から、  
一部の地域や店舗において供給した当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」  
となることがある。

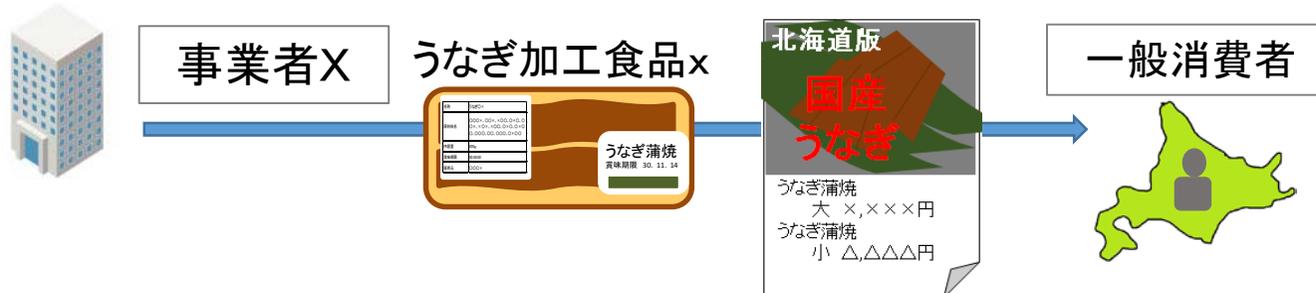
<想定例>

事案: ○事業者Xが、

- (i) 自ら全国において運営する複数の店舗においてうなぎ加工食品xを一般消費者に販売しているところ、
- (ii) ・北海道内で配布した「北海道版」と明記したチラシにおいて、当該うなぎ加工食品について
  - ・「国産うなぎ」等と記載することにより、
  - ・あたかも、当該うなぎ加工食品に国産うなぎを使用しているかのように示す表示をしていた。

○実際には、外国産のうなぎを使用していた。

課徴金対象行為に係る商品:  
事業者Xが北海道内の店舗において販売する当該うなぎ加工食品



- (2)「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、  
具体的に「著しく優良」と示された(「著しく有利」と誤認される)商品又は役務に限られる。

<想定例>

事案:○事業者Yが、

- ( i )自ら全国において運営する複数の店舗においてスーツを一般消費者に販売するに当たり、
- ( ii )テレビコマーシャルにおいて、当該スーツについて、
  - ・ 「スーツ全品半額」等との文字を使用した映像、「スーツ全品半額」等との音声をテレビ放送局に放送させることにより、
  - ・ あたかも、事業者Yが全店舗において販売するスーツの全てが表示価格の半額で販売されているかのように表示をしていた。

○実際には、表示価格2万円未満のスーツは半額対象外であった。

課徴金対象行為に係る商品:

事業者Yが全店舗において販売するスーツ商品のうち、

半額対象外であるにもかかわらず半額と示した表示価格2万円未満のスーツ  
(実際に半額対象であった表示価格2万円以上のスーツは、対象外)



## ○ 「相当の注意を怠つた者でない」と認められる」か否か(ガイドラインの第5)

課徴金対象行為をした事業者が、  
当該課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行った表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でない」と認められる」か否かは、

- ・当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、
- ・正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否か

により、個別事案ごとに判断される。

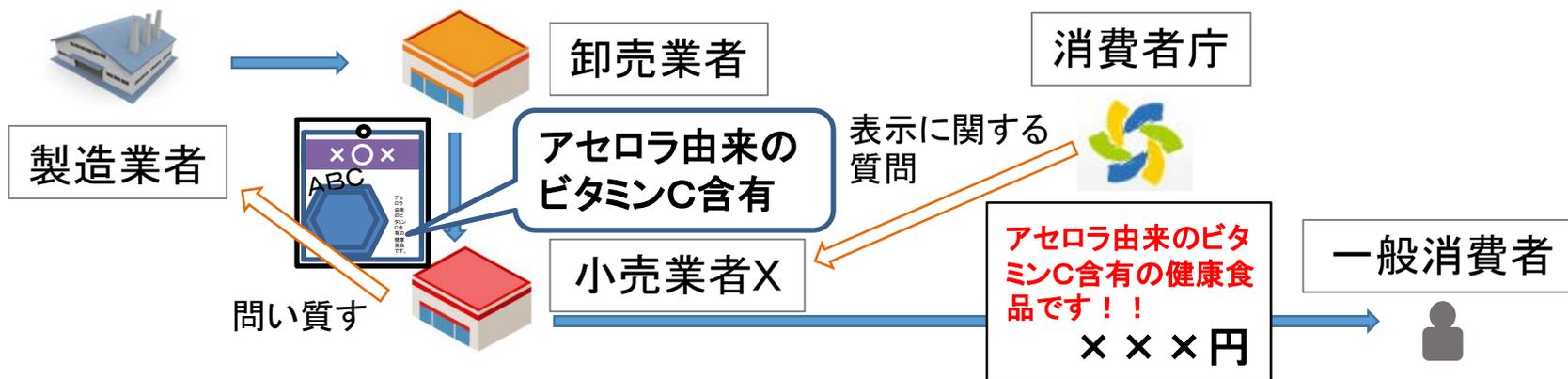
(参考：法第8条第1項(課徴金納付命令))

事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でない」と認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命じることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

<想定例1(「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でない」と考えられる事案)>

- 事案: ○ 小売業者Xが、
- ( i ) 卸売業者から仕入れた健康食品を、自ら運営するドラッグストアにおいて一般消費者に販売するに当たり、
  - ( ii ) 当該健康食品について、店舗の店頭ポップにおいて、「アセロラ由来のビタミンC含有の健康食品です。」等と記載することにより、あたかも、当該健康食品に含有されているビタミンCがアセロラ果実から得られたものであるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCは化学合成により製造されたものであった。
- 当該事案において、小売業者Xが、
- 上記表示をする際に、卸売業者から仕入れた当該健康食品のパッケージに「アセロラ由来のビタミンC含有」との記載があることを確認していたところ、
  - 消費者庁から当該健康食品の表示に関する質問を受け、この後に速やかに当該健康食品の製造業者に問い質したところ、実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCはアセロラ果実から得られたものではなく化学合成により製造されたものであったことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。



<想定例2(「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でない」と考えられる事案)>

事案: ○ 小売業者Yが、

- (i) 製造業者から仕入れた布団を通信販売の方法により一般消費者に販売するに当たり、
- (ii) 当該布団について、テレビショッピング番組において、「カシミア80%」との文字を使用した映像及び「ぜいたくにカシミアを80%使いました」等の音声をテレビ放送局に放送させることにより、あたかも、当該布団の詰め物の原材料としてカシミアが80%用いられているかのように示す表示をしていた。

○ 実際には、当該布団の詰め物の原材料にカシミアは用いられていなかった。

○ 当該事案において、小売業者Yが、

- 上記表示をする際に、当該布団を製造した事業者からカシミアを80%含んでいる旨の混合率に関する検査結果報告を提出させ、当該報告を確認していたところ、
- 当該布団を含め自社で取り扱っている全商品について実施した抜き打ち検査により、実際には、当該布団にはカシミアが用いられていないことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。

